



2023年1月27日

各位

株式会社 鳥取銀行

令和5年1月24日からの大雪に係る相談窓口の設置について

令和5年1月24日からの大雪により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）では、この度の大雪により被害を受けられたお客さまからのご相談にお応えするため、本日より下記のとおり鳥取県内の全営業店に「大雪に係る相談窓口」を設置いたします。

また、災害救助法が適用された地域に居住などされているお客さまには、下記の対応を実施いたしますので、お知らせします。

記

1. 相談窓口の設置

鳥取県内の全営業店（53カ店）

2. 災害救助法が適用された地域に居住などされているお客さまへの対応

- (1) 各種ご預金の通帳・証書ならびにお届けの印鑑を紛失された場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
- (2) ご事情に応じて、定期預金、定期積金等の期限前払戻し（中途解約）ならびに定期預金を担保とすること融資をいたします。
- (3) この度の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
- (4) この度の災害時によりお支払ができない手形・小切手の不渡処分について配慮いたします。
- (5) 損傷した紙幣・硬貨を引き換えいたします。
- (6) 国債を紛失された場合のご相談をお受けします。
- (7) 災害の状況、応急資金の需要などを勘案し、融資審査にかかる手続きの簡便化、融資の迅速化、既にお借入れされているご融資の返済猶予など、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたしますので、お取引店にご相談ください。

3. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応

この度の災害の影響により、住宅ローンや事業性ローン等のお借入れのご返済が困難となっているお客さまにおきましては、本ガイドラインをご利用することでお借入の免除・減額をお申し出いただくことができます。

以上

＜本件についてのお問い合わせ先＞
経営統括部（須田）
TEL：0857-37-0260